



発行
東京都

目次

7

公 告

- 令和三年定例監査（令和二年度執行分）の結果に関する報告の公表……………（東京都監査委員）…一
- 令和三年工事監査の結果に関する報告の公表……………（同）…五
- 令和三年財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表……………（同）…一〇一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和3年定例監査（令和2年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月22日

東京都監査委員	山	田	ひろし
東京都監査委員	中	山	信行
東京都監査委員	茂	垣	之雄
東京都監査委員	岩	田	喜美枝
東京都監査委員	松	本	正一郎

第1 監査の概要

1 監査の目的
地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象
令和2年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。
あわせて、令和2年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間
令和3年1月12日から令和4年1月27日まで
局別の実施監査期間は、別表1のとおりである。
なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和3年4月から6月まで及び同年9月の一部期間について実施監査を休止した。

4 監査実施状況
今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実施監査場所は、別表2のとおりである。
なお、令和3年監査においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る人流抑制等の観点から、一部の事業所を実施監査対象外とするなどの対応を行った。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	142	142	100%
事業所	740	174	23.5%
計	882	316	35.8%

（注）このほか、財政援助団体3団体への実施監査を行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合规性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行った。
また、重点監査事項として、「新型コロナウイルス感染症対策事業」を設定し、監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、20局に対し、70件の指摘、4件の意見・要望を行った。
指摘事項等の一覧は別表3（局別）及び別表4（区分別）のとおりである。
指摘金額（注）は 41億2,462万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが1億9,161万余円である。
また、重点監査事項に関しては、「第3 重点監査事項」に記載のとおり、8局に対し12件の指摘を行った。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。
なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表2） 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘				意見・ 要望	合計	うち重点 監査事項
		歳入	歳出	財産	その他			
1	財務局		2			2	3	1
2	主税局	1	1			2	2	1
3	生活文化局		4			4	4	2
4	初等・中等教育局		1			1	1	1
5	都市整備局		2			2	2	2
6	住宅政策本部		2			2	2	2
7	環境局		5			5	5	5
8	福祉保健局		3	1		2	6	6
9	病院経営本部						1	1
10	産業労働局		14			14	14	2
11	中央卸売市場		1	1		2	2	2
12	建設局	1	10			11	11	11
13	港湾局		1			1	1	1
14	会計管理局						1	1
15	東京消防庁		6			6	6	6
16	交通局		1		1	2	2	2
17	水道局		6			6	7	3
18	下水道局	1	1			2	2	1
19	教育庁		1			1	1	1
20	議会局		1			1	1	1
	合計	3	62	2	3	70	74	12

(表 3) 指 摘 事 項、意 見・要 望 事 項 の 区 分 別 件 数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参 考) 令 和 2 年 合 計 件 数
				うち重点 監 査 事 項		
歳入 (収 入)	会計処理 (歳入)	1		1		0
	債権管理	1		1		1
	都税	1		1		5
	歳入 (その他)			0		2
	契約 (仕様・積算)	14		14	2	12
歳出 (支 出)	契約 (履行確認)	5		5		10
	契約 (その他)	39	2	41	7	32
	会計処理 (歳出)	4		4	3	0
	補助金等			0		0
	財産管理	1	1	2		5
財産	物品管理	1		1		0
	情報管理			0		0
	システム			0		1
その他	その他	3	1	4		8
	合計	70	4	74	12	76

2 主 な 指 摘 事 項

共催事業の負担金について、既概算払の精算を行わないまま重ねて概算払を行っていた。

※ 重点 監 査 事 項

生 活 文 化 局

生活文化局は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛の間も、文化の灯を絶やさないため、アーティスト等に支援を行う「アートにエールを！東京プロジェクト」を公益財団法人東京都歴史文化財団と共催で実施し、これに要する経費を負担金として財団に概算払により交付している。

同一の用件について、概算払により交付を行う場合、既概算払の精算手続が完了しなれば、重ねて概算払をすることはできないと規定されているにもかかわらず、局は、精算を行わないまま重ねて概算払を行っていた。
そこで、概算払を適正に行うよう求めた。

契約解除により支払った履行済み業務に対する委託料の算定根拠がなく、支払金額が適正であるか確認できない。

※ 重点 監 査 事 項

産 業 労 働 局

産業労働局は、創業支援の一環として、起業家数の増加を図るため、小中高校生に対する起業家教育を行うこととし、カリキュラムの提案や養成講座の開催などを行う事業の運営業務を委託している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、これらの事業を休止した上で委託契約を解除し、解除日時点における履行済み業務について委託料を支払ったが、支払金額の算定根拠がなく、履行済み分の金額が明確となっていないためその金額が適正であるか確認できない状態となっている。

そこで、履行済み業務に係る委託料を適正に確認するよう求めた。

コロナ禍で多くのイベントの開催を中止したにもかかわらず、イベント配布用の広報グッズを前年度と同規模で購入していた。

※重点監査事項

水道局

水道局は、毎年、イベントなどにおいて広報グッズを配布しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、多くの主催イベントを中止したことから、例年どおり広報グッズを配布することができなかった。
しかしながら、すでに納品されていた未使用の広報グッズの在庫状況を踏まえることなく、追加で前年度と同程度の規模の広報グッズを購入していた。
そこで、イベント配布用広報グッズを購入する際は、イベントの実施状況やイベントでの配布状況、在庫状況を検討した上で行うよう求めた。

現行サーバー機器を2か月間再リースすることとした際、妥当性を十分検討することなく、1年分相当のハード保守料を負担していた。

※重点監査事項

教育庁

教育庁は、都立学校教職員の出張旅費の算出等を行う旅費システムを運用するため、サーバー機器のリースを行っている。
令和3年1月より、新サーバー機器に切り替える準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新サーバー機器の搬入期間が2か月程度遅れることとなったため、新サーバー機器のリース開始を令和3年3月に変更するとともに、同年1月からの2か月間は、現行サーバー機器を再リースすることとした。
この現行サーバー機器の再リース契約内容を見たところ、契約期間は2か月間であるにもかかわらず、ハード保守料は、1年分相当となっていた。
庁は、現行サーバー機器の製造元から、ハード保守料は1年分相当になるとの説明を受けたためとしているが、保守料の提示について十分な検討を行わず、1年分相当の保守料を負担することは適切でない。
そこで、経済的な契約内容となるよう十分に検討し、契約するよう求めた。

災害用備蓄医薬品等について、できるだけ残存使用期限が10分の8以上あるものを納品するよう指示しているにもかかわらず、10分の8を下回っているものを多数納品させていた。

福祉保健局

福祉保健局は、災害時における医療救護活動のため、医薬品等の備蓄品を購入している。医薬品等に使用期限の記載があるものについては、納品時に残存使用期限が10分の8以上あるものを納入することとし、それが難しい場合は、別途協議することとしている。
しかしながら、納品状況を確認したところ、業者からの報告のみで残存使用期限が10分の8を下回っているものを多数納品させている状況であった。
そこで、納入期限等を変更する契約変更等も視野に入れ、使用期限の確認について適切に対応するよう求めた。

河岸草刈り委託契約において、新型コロナウイルスの影響で契約期間が短くなったにもかかわらず、草の生育状況を考慮せずに、例年どおりの回数の草刈り作業を実施していた。

建設局

所は、例年5月から11月までの約6か月間を契約期間として、散策路として利用されている野川の河川敷内の草刈りを3回行う委託契約を締結している。
しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、契約手続が後る倒しとなり、契約期間が8月から11月までの約3か月間となった。
この契約の履行状況について見たところ、2回目と3回目の草刈り作業が2週間から1か月という非常に短い間隔で実施されており、草が生育していないにもかかわらず、3回目の草刈り作業を実施している状況であった。
そこで、草刈りの間隔が確保できない場合は、作業実施回数を例年より減らすなど、草の生育状況に応じて委託内容を決定するよう求めた。

第3 重点監査事項

「新型コロナウイルス感染症対策事業」

1 監査の背景と目的

都では、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機的状況のなか、令和2年5月5日付東京都副知事依命通達「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について」により、医療提供体制の強化や感染症の拡大防止の取組及び都民の生活や経済活動を支えるセーフティネットの強化に向けた取組などに、集中的・重点的に取り組んできました。

また、都は、これら感染症対策の取組を迅速に実施するため、令和2年度に総額2兆円規模の補正予算を組み、新規事業の創設及び既存事業の拡充を行っており、こうした事業に対する都民の関心は、非常に高いものとなっている。

一方、感染症対策に集中的・重点的に取り組む執行体制確保の観点から、各局においては既存事業等の休止、縮小又は延期をしており、それに伴う契約変更等の事務処理が発生している。

このため、本監査では、感染症対策事業及び感染症対応により影響を受けた事務事業が適正・適切に行われているか等について、重点的に検証することとした。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、特に事業の一体的・継続的な検証が必要な感染者の発見、隔離、治療等に係る事務事業及び補助金・協力金等に係る事業については、令和3年及び令和4年に実施する行政監査において検証していく。

2 監査の結果

本監査においては、全局を対象に、感染症対策事業及び感染症対応により影響を受けた事業事務が、適正・適切に行われているか検証した。

具体的には、感染症対策事業については、事業の制度設計、執行体制、事務処理等が適切に行われているか、緊急に実施する事業であっても所定の手続からの逸脱、著しい不経済・非効率等が生じていないかなどの着眼点により検証を行った。

また、感染症対応により影響を受けた事務事業については、事業や工事等の延期や中止に伴う契約変更等の手続は書面により適切に行われているか、コロナ対応を理由として、不適切な特命随意契約や分割契約が行われていないかなどについて確認した。

その結果、主に感染症対応により休止、縮小等の影響を受けた事業について、是正・改善すべき事項が認められたので、8局に対し、12件の指摘を行った。指摘の区分別概要は、次のとおりである。

(1) 契約に関するもの
監査の結果、以下に示す内容の事例について、合計9件の指摘を行った。
ア 契約手続に関するもの

- ・ 感染症拡大により業務の休止・縮小を行うなど委託業務内容を変更したにもかかわらず、契約変更手続を行っていない事例
- ・ 契約解除時に、履行済み業務に対する委託料の算定根拠がないため、支払金額が適正であるか確認できない事例

(表4) 契約手続に関する指摘事項一覧

No.	指摘事項件名	局
1	納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	主税局
2	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの	産業労働局
3	契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの	産業労働局
4	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	東京消防庁
5	工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの	下水道局

イ 契約の仕様等に関するもの

- ・ 指摘は表5のとおりであり、主な指摘の内容は、以下のとおりであった。
- ・ 感染症拡大防止のために中止したイベントで配布する予定だった広報啓発物品について、配布状況及び在庫状況等を考慮せず追加購入した事例
- ・ 感染症拡大の影響により、新サービスの調達が困難となったため、現行サービスを再リリースする契約で、経済的な契約内容となるよう十分な検討を行わなかった事例

(表5) 契約の仕様等に関する指摘事項一覧

No.	指摘事項件名	局
1	イベント配布用広報グッズの買入れについて配布状況や在庫状況に応じて購入すべきもの	水道局
2	広報啓発物品の作製に当たり、配布必要数を精査した上で契約手続を行うべきもの	水道局
3	広報計画の最速化の考えを踏まえ、高単価な広報啓発物品の買入れについては、イベントの内容や時期、ターゲット等具体的な活用方法を定めて契約すべきもの	水道局
4	再リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの	教育庁

(2) 会計処理に関するもの

監査の結果、表6のとおり合計3件の指摘を行った。主な指摘の内容は以下のとおりであった。

- 負担金等の概算払による交付事務において、精算が適正に行われていなかった事例
- 概算払による経費の交付に際し、交付時に必ずしも必要でない資金をまとめて交付していた事例

(表6) 会計処理に関する指摘事項一覧

No.	指摘事項件名	局
1	概算払を適正に行うべきもの	生活文化局
2	適時適切な資金交付を行うべきもの	生活文化局
3	概算払を適正に行うべきもの	ライブ・カ・パライブ・カ準備局

3 総括

本監査においては、新型コロナウイルス感染症対策事業及び感染症対応により影響を受けた事業について、事務処理が適正・適切に行われているかなどに着目して、全局を対象に監査を実施した。

各局は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込み、都民の「命」を守る取組、都民の生活や東京の経済活動を支える取組などを集中的・重点的に進めていくため、既存事業の分類を行い、感染リスクが高い事業や直に取り組む優先度の低い事業を休止、縮小又は延期させ、最小限の人員で執行できる体制を維持しながら、感染症対策等に係る全庁的な応援人員を確保してきた。

こうした状況の中、各局は、融資等による中小企業支援やテレワークの推進、相談窓口の設置や自宅療養者への支援、救急搬送業務における防疫対策など、感染症対策について、試行錯誤を重ねつつ迅速な事業の執行に取り組んでいた。また、感染症対応により影響を受けた事業についても、各局は、今後の感染状況が見通せない中で、既存事業の休止、縮小又は延期の時期や期間を見極めつつ、事業の再開や代替事業に柔軟に取り組んでいることが認められた。

一方で、いくつかの局においては、感染症対応により影響を受けた事業に係る契約事務や会計処理において、人的時間的余裕がない状況下ではあるが、全庁的な契約・会計事務のルールに基づかず、事務処理が適正・適切に行われていない事例が認められた。

今回指摘した事務処理の誤り等の多くは、過去の監査においても繰り返し指摘してきたものであることから、各局の契約事務等を統括する部署においては、規則等の再周知を適切に行うなど、再発防止の徹底を図りたい。また、庁内の契約・会計事務におけるリスクを改めて評価・分析し、内部統制の適切な構築と運用により、事務の一層の適正化を求めるものである。

現在も感染症に集中的・重点的に取り組む都政の特別体制は継続しており、また今後の感染状況の予測も困難な中で、各局は引き続き感染症対策事業に迅速に取り組んでいくとともに、感染症対応により影響を受ける事業の執行については、様々な状況を勘案しながら柔軟に対応していくことが求められている。

都は、感染症の影響による厳しい状況下にあっても、都民からの期待や信頼に応えるべく、本監査の結果も踏まえ、適正・適切な事務事業の執行に努めていくことが必要である。

なお、感染症対策事業のうち、特に事業の一体的・継続的な検証が必要な感染者の発見、隔離、治療等に係る事務事業及び補助金・協力金等に係る事業については、今後の行政監査において引き続き局横断的に検証していくこととする。

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和3年10月14日、18日及び19日	
2	都民安全推進本部	令和3年10月4日及び5日	
3	総務局	令和3年10月6日から19日まで	
4	財務局	令和3年4月14日から21日まで	令和3年10月25日及び26日
5	デジタルサービス局 (旧戦略政策情報推進本部)	令和3年11月2日及び4日	
6	主税局	令和3年2月4日から3月4日まで	令和3年10月5日及び6日
7	生活文化局	令和3年1月12日から27日まで	令和3年10月21日及び22日
8	リハビリテーション推進局	令和3年10月5日から15日まで	
9	都市整備局	令和3年4月9日から22日まで 令和3年10月11日から14日まで	
10	住宅政策本部	令和3年4月9日から22日まで 令和3年10月25日から11月1日まで	
11	環境局	令和3年1月29日から2月5日まで	
12	福祉保健局	令和3年10月15日から28日まで	
13	病院経営本部	令和3年10月5日から8日まで	
14	産業労働局	令和3年10月18日から22日まで	
15	中央卸売市場	令和3年1月12日から25日まで	令和3年10月4日及び6日
16	建設局	令和3年2月5日から3月11日まで	令和3年10月4日及び5日
17	港湾局	令和3年4月9日から22日まで 令和3年10月11日から14日まで	
18	会計管理局	令和3年2月18日から26日まで	令和3年10月18日及び19日
19	東京消防庁	令和3年1月12日から29日まで	令和3年10月4日及び5日
20	交通局	令和3年4月7日から27日まで	
21	水道局	令和3年1月12日から2月10日まで	令和3年10月20日及び21日
22	下水道局	令和3年1月12日から2月3日まで	令和3年10月4日及び5日
23	教育庁	令和3年10月11日から14日まで	
24	警視庁	令和3年4月12日から21日まで	
25	選挙管理委員会事務局	令和3年11月12日及び15日	
26	人事委員会事務局	令和3年10月14日	
27	監査事務局	令和3年10月20日	
28	労働委員会事務局	令和3年10月6日	
29	収用委員会事務局	令和3年11月17日	
30	議会局	令和3年10月13日及び14日	

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、政策調整部、計画部、外務部、戦略事業部	5
2	都民安全推進本部	総合推進部	1
3	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
5	デジタルサービス局(旧戦略政策情報推進本部)	総務部、戦略部、デジタルサービス推進部、デジタル基盤整備部	4
6	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務所センター
7	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6 消費生活総合センター、計量検定所
8	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、計画推進部、パラスポーツ推進部	5 第一市街地整備事務所(六甲地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建設指導事務所
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、基地対策部	6 東部住宅建設事務所
10	住宅政策本部	住宅企画部、都営住宅経営部	2 1
11	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所
12	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部、感染症対策部	10
13	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2

No.	局	本庁の部	事業所
14	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	6
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2 豊洲・食肉・大口・豊島・淀橋・放駒・島西各市場
16	建設局	総務部、川地部、道路管理課、道路建設課、二環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）、南多摩東部・南多摩西部、北多摩南部、北多摩北部各建設事務所、土木技術支援、人材育成センター、東部、西部各公園緑地事務所、江東治水事務所
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所
18	会計管理局	管理部、警察・消防出納部	2
19	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部、オリビック・パブリックサービス競技大会対策本部	9 消防学校、消防技術安全所、麹町・日本橋・腰布・桂原・田和調布・世田谷・上込・野方・王子・蓮野山・光弘丘・浅草・足立・本所・城東・小平・狛江・日野・多摩各消防署、墨川工場、航空隊
20	交通局	総務部、職員部、資源運用部、電事部、口動重部、車両電気部、建設工務部	7 研修所、荒川電車営業所、総合指令所、都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清澄各駅務管理所、小滝橋、早稲田・北・千住・江東・江戸川各口動重営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、送電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・本場各保線管理所
21	水道局	総務部、職員部、総務課、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・文京・墨田・荒川・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子・あきる野各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山・金町各浄水管理事務所、境・砧・長浜・三園各浄水場、東部、西部各建設事務所

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
22	下水道局	総務部、職員部、総務課、企画調整部、施設管理課、建設部、流域下水道本部管理課、流域下水道本部技術部	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三島島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川・小菅・溝原各水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩第一号・北多摩第二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター
23	教育庁	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6
24	警視庁 (注2)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 警備・表参・品川・田園調布・成城・代々木・新宿・戸塚・駒込・目黒・上野・西工庄・荒川・深川・亀有・小岩・昭島・立川・奥村山・武蔵野・尚尾・町田・多摩中央・高島平各警察署
25	選挙管理委員会事務局		1
26	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
27	監査事務局		1
28	労働委員会事務局		1
29	収用委員会事務局		1
30	議会局	管理部、議事部、調査部	3

(注2) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

(別表3) 指図書事項、意見・要望事項一覧(局別)

局	No.	重点	区分	指図書事項名(※は意見・要望事項)
財務局	1		契約 (履行確認)	昇降機の保守委託契約について(昇降機の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの)
	2		契約 (その他)	昇降機の保守委託契約について(昇降機のカゴインテグレーション装置の修理の在り方について見直しすべきもの)
	3		財産管理	※著作権の取得価格の考え方について
	4	○	契約 (その他)	納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの
	5		都税	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの
生活文化局	6		会計処理 (歳出)	(概算私による負担金の交付について)分割概算私に算入される手続を適正に行うべきもの
	7	○	会計処理 (歳出)	(概算私による負担金の交付について)
	8	○	会計処理 (歳出)	(概算私による負担金の交付について)適時適切な資金交付を行うべきもの
	9		契約 (その他)	東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行うべきもの
リハビリ準備局	10	○	会計処理 (歳出)	概算私を適正に行うべきもの
	11		契約 (その他)	補償代行工事の実施に当たり特定家庭用機器再商品化方法及び損失補償基準を速やかに見直しすべきもの
都市整備局	12		契約 (仕様・積算)	特殊製品組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの
	13		契約 (仕様・積算)	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの
住宅政策本部	14		契約 (その他)	計画通知図面と発注図書との照合を徹底し都管(住宅)の施工管理を適切に実施すべきもの
	15		契約 (仕様・積算)	傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託に係る業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直しすべきもの
	16		契約 (その他)	基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行うべきもの
	17		契約 (履行確認)	(単価契約に係る事務手続について)補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの
	18		契約 (その他)	(単価契約に係る事務手続について)補修工事に係る材料経費を適切に負担するよう改めるべきもの
環境局	19		契約 (その他)	(単価契約に係る事務手続について)浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行うべきもの
	20		契約 (履行確認)	災害用備蓄医薬品等の購入における使用期限の確認について適切に対応すべきもの
	21		契約 (その他)	契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの
	22		契約 (その他)	個別ソフトウェア業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの
福祉保健局	23		物品管理	不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの
	24		その他	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修繕等を速やかに行うべきもの
	25		その他	適正に納税された承諾書を保持すべきもの

局	No.	重点	区分	指図書事項名(※は意見・要望事項)
病院経営本部	26		契約 (その他)	※安否確認システムに関する契約の方法等の見直し検討について
	27	○	契約 (仕様・積算)	契約変更時に変更契約金額を合理的に算出するべきもの
	28	○	契約 (仕様・積算)	契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの
	29		契約 (その他)	企画提案方式における事業者の審査を適正に行うべきもの
	30		契約 (その他)	保守委託の契約を適正に行うべきもの
	31		契約 (仕様・積算)	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等)仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの
	32		契約 (その他)	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等)仕様書の内容とおり業務を履行するよう委託管理を行うべきもの
	33		契約 (その他)	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等)に於いて)適定基準に合致する対策を速定すべきもの
	34		契約 (その他)	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等)他契約の成果物を使用させる場合は適正に契約変更を行うべきもの
	35		契約 (仕様・積算)	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等)I.T.予算の編成・執行に当たり契約日進額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの
	36		契約 (仕様・積算)	(多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等)仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの
	37		契約 (仕様・積算)	(多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等)に於いて)履行可能な仕様書を作成するべきもの
	38		契約 (その他)	(多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等)業務内容の変更に当たり仕様書及び契約金額を変更すべきもの
39		契約 (その他)	(多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等)主役の実施予定を把握し工賃管理を適切に行うべきもの	
中央卸売市場	40		契約 (仕様・積算)	(多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等)に於いて)I.T.予算の編成・執行に当たり契約日進額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの
	41		契約 (その他)	競争性を確保した契約方法により購入契約を行うべきもの
	42		財産管理	仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うべきもの
	43		会計処理 (歳入)	河川法に定める土地占用料の徴収を適正に行うべきもの
	44		契約 (仕様・積算)	単価契約「事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴収するよう、各所に知らせる指導を徹底すべきもの
建設局	45		契約 (その他)	単価契約「事を適正に運用すべきもの
	46		契約 (その他)	河川維持工事単価契約の運用を厳密に行うべきもの

局	No. 重点	区分	指図書項目名（※は貸見・買収事項）
建設局	47	契約 (履行確認)	借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの
	48	契約 (その他)	河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行うべきもの
	49	契約 (その他)	(道路拡張に伴う) 工作物等の移転に係る高さの通知の誤りについて() 工作物等の移転に当たり、設置者に対し適正に通知を行うべきもの
	50	契約 (その他)	(道路拡張に伴う) 工作物等の移転に係る高さの通知の誤りについて() 里債契約に準じて運用すべきもの
	51	契約 (その他)	緊急通行の手続を適正に行うべきもの
港務局	52	契約 (その他)	河岸告知り委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定すべきもの
	53	契約 (その他)	公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行うべきもの
	54	契約 (その他)	月額リース料及びリース料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収すべきもの
会計管理局	55	その他	※著作権の取得価格の考え方及び資産計上について
	56	契約 (その他)	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの
東京都庁	57	契約 (その他)	(三鷹消防署庁舎の解体工事について) 適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基いて工事を行うべきもの
	58	契約 (その他)	(三鷹消防署庁舎の解体工事について) 工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの
	59	契約 (その他)	(三鷹消防署庁舎の解体工事について) 検査業務を適正に行うべきもの
	60	契約 (その他)	メンテナンスヘルプス相談業務委託における仕様内容及び契約方法について見直すべきもの
交通局	61	契約 (履行確認)	委託業務に係る履行の指し及び履行確認を適切に行うべきもの
	62	契約 (その他)	空調機の調達手続を適正に行うべきもの
	63	その他	総合指令所における空調機の維持管理を適正に行うべきもの
水道局	64	契約 (その他)	(広報啓発物品について) イベント配布用広報グッズの買入れについて配布状況や在庫状況に応じて購入すべきもの
	65	契約 (その他)	(広報啓発物品について) 広報啓発物品の作製に当たり、配布必要数を精査した上で契約手続を行うべきもの
	66	契約 (その他)	(広報啓発物品について) 広報計画の最適化の考えを踏まえ、高単価な広報啓発物品の買入れについては、イベントの内容や時期、ターゲット等具体的な活用方法を定めて契約すべきもの
	67	契約 (その他)	草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約について仕様内容に沿った適正な業務を行うよう指導すべきもの
水道局	68	契約 (仕様・積算)	(貨物自動車供給単価契約について) 貨物自動車の使用状況に応じた経済的な供給依頼をするべきもの
	69	契約 (仕様・積算)	(貨物自動車供給単価契約について) 仕様内容に沿った適正な単価依頼を求めらるべきもの
水道局	70	契約 (その他)	※貨物自動車供給単価契約について

局	No. 重点	区分	指図書項目名
下水道局	71	契約 (その他)	工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの
	72	債権管理	債権管理を適正に行うべきもの
教育庁	73	契約 (その他)	再リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの
議会局	74	契約 (仕様・積算)	業務委託の仕様書について、委託業務の内容等を具体的に示すべきもの

(別表4) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【会計処理 (法人)】

No. 重点	指摘事項名	局
43	河川法に定める土地占用料の徴収を適正に行うべきもの	建設局

【債権管理】

No. 重点	指摘事項名	局
72	債権管理を適正に行うべきもの	下水道局

【都税】

No. 重点	指摘事項名	局
5	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	主税局

【契約 (仕様・標準)】

No. 重点	指摘事項名	局
12	特殊製品組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの	都市整備局
13	業務委託契約に係る仕様の作成を適正に行うべきもの	住宅政策本部
15	借野生品獣の一時保護飼養委託について業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直しすべきもの	環境局
27	○ 契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの	産業労働局
28	○ 契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの	産業労働局
31	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について) 仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの	産業労働局
35	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について) IT予算の編成・執行に当たり契約自送額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの	産業労働局
36	(多摩産材需給情報システムの開発に係る現地実証等について) 仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの	産業労働局
37	(多摩産材需給情報システムの開発に係る現地実証等について) 履行可能な仕様書を作成するべきもの	産業労働局
40	(多摩産材需給情報システムの開発に係る現地実証等について) IT予算の編成・執行に当たり契約自送額の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの	産業労働局
44	単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴取するよう、各所に対する指導を徹底するべきもの	建設局
68	(貨物自動車供給単価契約について) 貨物自動車の使用状況に応じた経済的な供給依頼をすべきもの	水道局
69	(貨物自動車供給単価契約について) 仕様内容に沿った適正な発注依頼を求めるべきもの	水道局
74	業務委託の仕様書について、委託業務の内容等を具体的に示すべきもの	議会局

【契約 (履行確認)】

No. 重点	指摘事項名	局
1	(昇降機の保守委託契約について) 昇降機の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの	財務局
17	(昇降機に係る事務手続について) 補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの	環境局
20	泉出田産器区薬品等の購入における使用期限の確認について適切に対応すべきもの	福祉保健局
47	借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの	建設局
61	委託業務に係る履行の指示及び履行確認を適切に行うべきもの	東京都庁庁

【契約 (その他)】

No. 重点	指摘事項名 (※は意見・要望事項)	局
2	(昇降機の保守委託契約について) 昇降機のカゴインフオマドメーション装置の修理の在り方について見直しすべきもの	財務局
4	○ 納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	主税局
9	東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行うべきもの	生活文化局
11	補償代行工事の実施に当たり特定家庭用機器再商品化法及び損失補償基準を遵守すべきもの	都市整備局
14	計画通知図面と発注図書との照合を徹底し都営住宅の施工管理を適切に実施すべきもの	住宅政策本部
16	基本計画(作成業務委託に係る契約手続及び支出手続)を適正に行うべきもの	環境局
18	(単価契約に係る事務手続について) 補修工事に係る材料経費を適切に負担するよう改めるべきもの	環境局
19	(単価契約に係る事務手続について) 浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行うべきもの	環境局
21	契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの	福祉保健局
22	個別ソフトウェア業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの	福祉保健局
26	※安全確認システムに関する現約の方法等の見直し検討について	病院経営本部
29	企画提案方式における事業者の審査を適正に行うべきもの	産業労働局
30	保守委託の契約を適正に行うべきもの	産業労働局
32	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について) 仕様書の内容とおり業務を履行するよう委託管理を行うべきもの	産業労働局
33	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について) 選定基準に沿った対象を選定するべきもの	産業労働局
34	(森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について) 他契約の成果物を使用させる場合に契約変更を行うべきもの	産業労働局
38	(多摩産材需給情報システムの開発に係る現地実証等について) 業務内容の変更に当たり仕様書及び契約金額を改定すべきもの	産業労働局
39	(多摩産材需給情報システムの開発に係る現地実証等について) 上役の実施予定を把握し「積管理を適切に行うべきもの	産業労働局
41	競争性を確保した契約方法により購入契約を行うべきもの	中央卸売市場

【契約（その他）】

No.	重点	指橋事項件名（※は意見・要望事項）	局
45	○	単価契約工事を適正に運用すべきもの	建設局
46	○	河川維持工事単価契約の運用を厳密に行うべきもの	建設局
48	○	河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行うべきもの	建設局
49	○	（道路拡幅に伴う工作物等の移転に係る高さの通知の誤りについて）工作物等の移転に当たり、設置者に対し適正に通知を行うべきもの	建設局
50	○	（道路拡幅に伴う工作物等の移転に係る高さの通知の誤りについて）単価契約工事を適正に運用すべきもの	建設局
51	○	緊急施行の手続きを適正に行うべきもの	建設局
52	○	河原草刈り委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定すべきもの	建設局
53	○	公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	建設局
54	○	月租リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収すべきもの	港務局
56	○	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	東京消防庁
57	○	（三鷹消防署旧庁舎の解体工事について）適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基づいて工事を行うべきもの	東京消防庁
58	○	（三鷹消防署旧庁舎の解体工事について）工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの	東京消防庁
59	○	（三鷹消防署旧庁舎の解体工事について）検査業務を適正に行うべきもの	東京消防庁
60	○	メンテナンス相談業務委託における仕様内容及び契約方法について見直すべきもの	東京消防庁
62	○	空調機の調達手続を適正に行うべきもの	交通局
64	○	（広報啓発物品について）イベント配布用広報グッズの買入れについて配布状況や在庫状況に応じて購入すべきもの	水道局
65	○	（広報啓発物品について）広報啓発物品の作製に当たり、配布必要数を精査した上で契約手続を行うべきもの	水道局
66	○	（広報啓発物品について）広報啓発物品の購入に当たっては、イベントの内容や時期、ターゲット等具体的な活用方法を定め契約すべきもの	水道局
67	○	草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約について仕様内容に沿った適正な業務を行うよう指導すべきもの	水道局
70	○	※貨物自動車供給単価契約について	水道局
71	○	工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの	下水道局
73	○	再リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの	教育局

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指橋事項件名	局
6	○	（既済私による負担金の交付について）分別既済私の精算者等に係る手続を適正に行うべきもの	生活文化局
7	○	（既済私による負担金の交付について）既済私を適正に行うべきもの	生活文化局
8	○	（既済私による負担金の交付について）適時適切な資金交付を行うべきもの	生活文化局
10	○	既済私を適正に行うべきもの	わが国文化センター準備局

【財産管理】

No.	重点	指橋事項件名（※は意見・要望事項）	局
3	○	※著作権の取得価格の考え方について	財務局
42	○	仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うべきもの	中央卸売市場

【物品管理】

No.	重点	指橋事項件名	局
23	○	不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの	福祉保健局

【その他】

No.	重点	指橋事項件名（※は意見・要望事項）	局
24	○	劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を選やかに行うべきもの	福祉保健局
25	○	適正に納税された承諾書を保持すべきもの	福祉保健局
55	○	※著作権の取得価格の考え方及び資産計上について	会計管理局
63	○	総合指令所における空調機の維持管理を適切に行うべきもの	交通局

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和2年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表(一般会計及び16特別会計)及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、各局及び会計管理局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和3年8月3日及び同月4日
- ② 東京都財務諸表 令和3年9月1日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
 - (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
 - (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
 - (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 - (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 - (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調査」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類(購入原簿等)との照合(抽出による)
 - ウ 減価償却計算に関する検証(抽出による)
 - (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給付引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
 - (8) 特異科目の検証
- 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行政費用など)について、計上した理由や妥当性を検証
- 4 監査の結果
- 監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした27局中11局で問題点が認められた。例えば、公有財産の計上誤りが7局で4.4億円、重要物品の計上誤りが5局で1億余円、収入未済等の計上誤りが3局で1億余円あったほか、ソフトウェアの減価償却の漏れが認められた。

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産及び重要物品の記載漏れ、過大記載等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

また、著作権の公有財産台帳の取得価格の考え方や財務諸表の資産計上については、「第5 監査の結果(各局別)」において、意見・要望事項としている。

第 5 監査の結果 (各局別)

1 指図書事項

(歳出)

(1) 昇降機の保守委託契約について
 建築保全部は、第1本庁舎の昇降機の保守委託契約を、表1のとおり特命随意契約により締結している。これについて見たところ、次の状況が認められた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
都庁第1本庁舎昇降機保守委託 (その3)	令和2.4.1～令和3.3.31	59,452,800	A

ア 昇降機の修理状況について履行確認を適正に行うべきもの

表1の保守委託契約は仕様で、受託者は実施工程計画(年間分)に含めて修理・取替え予定表(年間分)(ただし、緊急の修理・取替えは除く)を作成することとしており、その結果、表2のとおり受託者から提出があった。また、維持保全業務標準仕様書(東京都令和元年5月)で、業務の実施状況、結果等の記録について報告書としてまとめるとともに、それらの状況等を示す写真等を添付することとしている。

そこで、修理・取替え予定表と実際の修理状況及び実施報告書を確認したところ、令和2年度において実施することとされていた着床位置検出器と電磁接触器について、受託者から口頭で修理状況を確認したものの、提出を求めるべき修理報告書や作業写真等が提出されていないまま履行確認を行っており適正でない。

部は、昇降機の修理状況について、履行確認を適正に行われない。

(財務局)

(表2) 実施工程計画

対象機	修理作業項目	令和2年点検月												令和3年点検月		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
18号機	着床位置換出器												○			
20号機	電磁接点器取替	○														
21号機	電磁接点器取替	○	○													
21号機	着床位置換出器									○						
23号機	電磁接点器取替									○						
24号機	電磁接点器取替									○						
25号機	電磁接点器取替	○														
30号機	電磁接点器取替		○													
30号機	着床位置換出器									○						
32号機	電磁接点器取替	○														
35号機	電磁接点器取替	○														
36号機	電磁接点器取替									○						
40号機	着床位置換出器									○						

イ 昇降機のかごインフオメーション装置の修理の在り方について見直すべきもの

表1の保守委託契約は、フルメンテナンス契約を適用しているが、除外事項であるかごインフオメーション装置（現在位置を表示する液晶モニター）は、平成30年度から、方が、の故障に備えて、毎年度受託者に2台分を保有させ、修理対応させる契約となっている。

そこで、かごインフオメーション装置の修理状況を確認したところ、本契約の保有台数を超えた5台分について修理対応させている状況が認められた。

このことについて部に確認したところ、表3のとおり、かごインフオメーション装置の修理について、平成30年度は修理がなく、令和元年度は1台分のみだったため、その業務残分として今年度の対応に当たっている。

しかしながら、本契約自体は半年度契約であり、平成30年度及び令和元年度も本契約と同様の保守委託契約で、かごインフオメーション装置を材料品として納品させているものではないうえ、過去契約の業務残として修理対応させている現状の取扱いも、地方自治法（昭和22年法律第67号）の会計年度独立の原則に照らすと適正でない。

部は、昇降機のかごインフオメーション装置の修理の在り方について見直されたい。
(財務局)

(表3) かごインフオメーション装置の状況

(単位：台)

年度	年間契約内			繰越
	保有数	使用数	残数	
平成30年度保守委託契約	2	0	2	2
令和元年度保守委託契約	2	1	1	3
令和2年度保守委託契約	令和2.6.3	2	0	2
	令和2.7.27		1	1
	令和2.8.4		1	0
	令和2.10.21		1	△1
	令和2.11.19		1	△2
令和3.1.15		1	△3	0

2 意見・要望事項
(財産)

(1) 著作権の取得価格の考え方について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第5号では、公有財産の範囲として、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を指定している。これを受けて、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）では公有財産台帳には取得価格を登録することなど、その他各種規程で管理に関する詳細が定められている。

著作権の取得価格については、東京都公有財産台帳等処理要綱（平成18年4月1日付17財財総第654号。以下「処理要綱」という。）別紙第5事項別登録要綱において、次のとおり登録することとされている。

(ア) 著作権を他人より譲り受けた場合は、その譲渡価格

(イ) 都の著作である場合は、著作権登録原簿の登録に要する費用、なお、登録を行っていないものについては、当該著作物の作成費用（印刷製本費等）

令和2年度末現在、公有財産として登録している著作権は表4のとおり、無体財産権のうち大部分を占めている。そして、公有財産の価格等については、財務局のウェブサイト等で公表している。

そこで、処理要綱に基づく公有財産台帳の著作権の取得価格を見たところ、表5のとおり、都の著作で登録原簿への登録を行っているものについて0円で登録している例がある一方で、著作物として配布する数百万部の印刷製本費に配送費等を含めて総額7億余円で登録している例や、1冊当たりの単価と思われる89円で登録している例があるなど、取得価格に含める金額の範囲に大きなばらつきが生じている。

このような状況になっているのは、財産運用部が各局に対して、上記(ア)の著作物の創作、

印刷、配送、譲受等を含む契約の場合は、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲の金額を登録しよう補正して指導しているものの、著作権の取得のために要した費用だけを識別することとは実務上困難な場合があることから、実態としては、契約金額の総額が登録されている場合があることによる。また、上記（イ）なお書きの「作成費用（印刷製本費等）」の場合は、著作物の対価ではなく、作成費用の総額を登録することとしている。

このため、上記の事例のように、著作権の取得価格が委託契約に含まれる当該著作物の作成部数等によって大きく膨らむこととなり、権利の対価以外の金額が、公有財産台帳上の著作権の価格に含まれてしまう結果となっている。

そして、公有財産の取得価格は、会計管理局が作成し決算参考書として部議会に提出される財務諸表のうち貸借対照表に資産として計上されるが、部は、著作権の保護期間である70年間は公有財産台帳から除却しないとしており、また、東京都会計基準においては、無形固定資産の減価償却は行わず、減損会計も適用しない方針であることから、著作権の取得価格は一旦登録されると減額される機会がなく、新規計上分と合わせて当面は増加が続くこととなる。

部は、平成18年度以前の著作権台帳にはなかった取得価格の記載欄を、財務諸表作成の必要から、財務情報システムの稼働に合わせて設定し、処理要綱も新たに制定し、これに基づき公有財産の取得価格を登録するようにしたものであり、取得価格の有無及び多寡による財産管理上の支障は特に生じていないとしている。

しかしながら、東京都会計基準では、著作権等の無形財産は無形固定資産とされ、その評価は取得原価を基礎として算定することとされている。前述のとおり、部は、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲の金額を登録しよう指導しているところであるが、著作権は無形財産権の大部分を占め増加傾向にあることなどを踏まえると、取得価格の登録の考え方について検討する必要がある。

取得価格が財務諸表作成の必要性から設定された部議、東京都財務諸表作成事務取扱要綱（平成18年3月31日付17出会第733号）において、公有財産台帳に登録されている取得価格を基本とすると定められていることを踏まえ、財務諸表作成を所管する会計管理局の資産計上方法の見直しの検討に併せ、協議・調整し、著作権の取得価格の考え方について検討していくことが望まれる。

(財務局)

(表4) 著作権の公有財産登録等の状況 (令和2年度末現在)

区分	件数	取得価格
無形財産権	1,803	11,458,884,002
うち著作権	1,527	11,315,229,621

(単位：件、円)

(表5) 著作権の取得価格別件数の内訳 (令和2年度末現在)

取得価格	件数
1億円以上のもの	14件
100万円以上1億円未満のもの	424件
1万円以上100万円未満のもの	550件
1円以上1万円未満のもの	212件
0円のもの	327件
合計	1,527件

主 税 局

1 指節事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの
徴収部は、納税者の視点に立ち、当該納税者個々の事情に応じたきめ細かで最適な対応を行うため、受架電業務や電話による納税しようよう(注)などの窓口業務及び内部事務業務について、表1のとおり、委託契約を締結している。

本契約書の約款第1条第4項は、「この契約書に定める催告、請求、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。」とし、第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」としている。

ところで、納税しようように係る委託業務の実施状況について見たところ、新型コロナウイルス感染症拡大による令和2年4月7日の緊急事態宣言発令までは予定のとおり実施していたが、その後の局の対応方針(表2)により、①電話しようよう、②電話番号検索、③返戻処理、④催告書の発行、⑤確定延滞金納付書の発行、⑥着信応答のうち、①、④及び⑤の業務については、一時期休業し又は縮小していた。このため、①から⑥に係る令和2年4、5月の予定及び実績の件数は、表3のとおり乖離しており、契約当初とは業務に係る状況が大きく異なり、契約変更手続が必要な状況となっていた。

そこで、契約変更手続について確認すると、部は、局の対応方針等に基づく契約内容の変更については、速やかに受託者へ連絡したとしている。また、令和2年5月21日には、年間の業務量の試算を行った結果、業務スケジュールの変更はあるものの、予定件数には大きな変更はなく、契約金額には影響を及ぼさないことから、契約変更手続を行うことなく、受託者とは協議の上、同月27日に変更内容について合意したとしている。さらに、これらの協議及び合意については、部の各通知書類の交付及び口頭による説明を通じて、協議書による協議と同程度のことを行ったとしている。

しかしながら、受託者は本契約書にある予定件数量の業務を請負い、そのための態勢を整えていることを踏まえれば、たとえ年間の予定件数に大きな変更はなくとも、業務の休止又は縮小により契約当初の年間予定を変更するなど、契約書の内容に変更がなされる場合は、本契約書の約款第1条第4項及び第12条第1項に基づいた、速やかな契約変更手続が必要である。

部は、令和2年5月27日付2主徴徴第73号の通知により、納税しようように係る業務は、同年8月まで休止又は縮小していることから、この時点で速やかな契約変更手続が可能であったが、受託者との口頭による協議及び合意にとどまり、契約変更手続を行っておらず、適切でない。このため、客観的な委託業務内容の履行の担保及び口頭業務等に照らした履行状況等の検証ができない状況となっている。

部は、納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行われた。

(主税局)

(注) 自主的な納税を促すこと

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和2年度都税納税推進業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	197,036,400 (公財) 東京税務協会	

(単位：円)

(表2) 新型コロナウイルス感染症の影響による局の対応方針

局の通知	納税しようように係る内容
新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令された後の徴収部門の体制整備について(通知) (令和2年4月8日付2主徴徴第23号)	滞納整理業務は休止とする。
新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言延長を踏まえた徴収部門の業務体制について(通知) (令和2年5月13日付2主徴計第166号、2主徴徴第59号)	当面の間休業とする。
緊急事態宣言解除後の徴収部門の業務体制について(通知) (令和2年5月27日付2主徴徴第73号)	令和2年6月は休止、同年7月及び8月は縮小、同年9月から通常業務とする。

(表3) 協議書における予定件数及び実績件数

(単位：件)

処理月	①電話番号検索		②返戻処理 交際記録の 入力等		③催告書の 発行		④確定延滞 金納付書の 発行		⑤着信応答数					
	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績				
4月	38,367	4,609	5,075	4,742	1	193	0	16	8,164	5,288	814	0	4,492	1,653
5月	19,160	0	4,326	0	0	11	109	1	14,716	0	379	0	2,972	349

(歳入)

(2) 隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの

東京都特別区の区域内に存する同定資産(土地)の評価は、地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項の規定による「固定資産評価基準」(昭和38年12月25日付自治省告示第158号)及び都において定める「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和38年5月22日付38主課函発第174号主税局長決定)に基づき、各都税事務所が実施している。固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の土地の課税は、こ

1 指図書事項

(歳出)

(1) 概算私による負担金の交付について

概算私については、表1のとおり、東京都会計事務規則（昭和39年東京精規則第88号。以下「規則」という。）第83条第2項及び同条第4項において、概算私受者に、その用件終了後速やかに当該概算私の精算をさせ、精算手続を完了しなければ、同一の用件について、重ねて概算私をすることができなとされ、同条第4項ただし書き及び第5項において、分割して概算私をする場合、会計管理者が別に定めるものについては、その都度の精算を省略させることができるとされている。

会計管理者が別に定めるものについては、「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づき「会計管理者が別に定めるもの」について」（平成11年4月1日付10州総第2050号）により、表2の要件を全て満たすものとされている。

ところで、文化振興部は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）と共催して表3の各事業を実施するため、財団と協定を締結するとともに、財団に対し、部が負担する当該事業に要する経費を負担金として、概算私により交付している。

この概算私による負担金の交付について見たところ、次のとおり、是正すべき点が認められた。

ア 分割概算私の精算省略に係る手続を適正に行うべきもの

部は、財団と共催で、文化面から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の機運を醸成する「Tokyo Tokyo FESTIVAL」（以下「TTF」という。）に係るプロモーション・ブランドインク事業（表3の項番1）を実施しており、令和2年度においては、表4のとおり、各期に分割した経費をそれぞれ概算私により交付している。

そこで、本件の概算私の実況について確認したところ、部は、分割した期ごとの経費について精算を省略していたが、表2の（2）に反し、財団の各期における執行状況を確認しないまま協定書で定めている各期の経費を概算私により交付していることが認められた。

分割して概算私をした経費について、都度の精算を省略する場合は、表2の要件を全て満たさなければならず、分割交付ごとの執行状況の確認は必須である。

（生活文化局）

の評価した土地の価額を基礎として行われる。

土地の評価は、原則として、土地（補給）課税台帳に登録された一筆の土地を一面地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を一面地（以下「同一面地」という。）として認定し評価する。

ところで、北都税事務所における土地の認定を確認したところ、所は、下図の隣接する筆①から筆④を同一面地として認定していた。

しかしながら、筆①から筆④の土地には、それぞれが独立し、構造的にも行き来ができない併用住宅AからCが所在しており、一体的に利用している事実も認められなかった。

このことから、所が筆①から筆④の土地について、同一面地と認定していることは適正でない。この結果、固定資産税等が、6万1,600円超過（注）している。

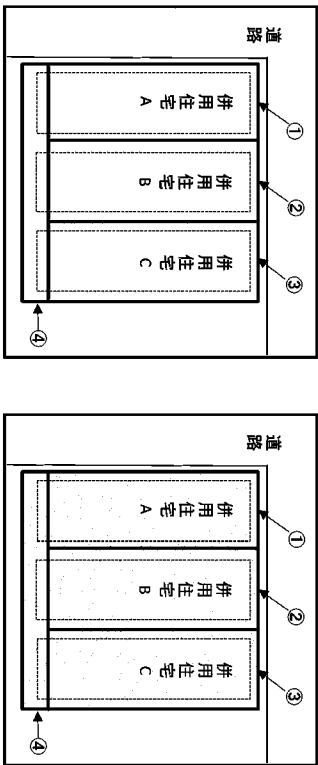
所は、同一面地の認定を適正に行われたい。

（土税局）

(図)

(正)

(誤) 網掛けは同一面地認定部分



(注) 法に基づき更正できる期間（平成28年度以降）の固定資産税等の合算額

(重点監査事項)
イ 概算払を適正に行うべきもの

部は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛の間も文化の灯を絶やさないため、「アートにエールを！東京プロジェクト」事業(表3の項番2及び3)により、活動を白熱せざるを得ないアーティスト等への支援を実施している。

この事業は、財団との共催で実施するとし、財団に対して、表5のとおり、当該事業に要する経費を負担金として概算払により交付している。

ところで、規則第83条第4項において、局長又は所長は、同条第2項の精算手続を完了しなければ、同一の用件について、重ねて概算払をすることはできないとされている。しかしながら、部は、表5の項番1のとおり、当該協定の負担金限度額変更の都度、既概算払の精算を行わないまま、重ねて概算払を行っており、適正でない。

このような事態が発生したのは、財団からの経費が不足するとの申し出に対し、部が既交付額に対する執行状況の把握及び今後の所要額の精算を行わずに、既交付額と変更した負担金限度額との差額を追加交付するなど、適正な概算払とするために必要なプロセスが欠如した事務処理となつていることによるものである。

部は、概算払を適正に行われたい。

(生活文化局)

(重点監査事項)

ウ 適時適切な資金交付を行うべきもの

概算払は、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の使用を与えるものであるから、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめなければならぬとともに、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。

しかしながら、部は、「アートにエールを！東京プロジェクト」事業において、財団から、当該事業に必要な経費の執行計画を徴していないことに加え、表6のとおり、交付した経費には、交付時に必ずしも必要でない10か月分の管理費等が含まれており、部が財団に対し行っている資金交付は、概算払において留意すべき、厳に必要なの限度にとどめたものとは認められず、適時適切なものとなつていないとはいえない。

当該負担金の交付に当たっては、部は、不要不急の資金を交付することのないよう、財団に対し執行計画・執行状況の提出を求め、適正かつ必要最小限度の資金を分割交付する必要がある。

部は、適時適切な資金交付を行われたい。

(生活文化局)

部は、平成30年定期監査において、概算払による負担金交付の際に、概算払受者に対し速やかに精算をさせていない事例について指摘され、その是正措置として平成30年8月10日付事

務連絡により速やかに精算を行うよう周知している。しかしながら、単ひ概算払による負担金の交付について指摘事例が発生したことは、前回の指摘が活かされていまいばかりか、部のチェック機能が十分働いていないと言え難い。

部は、概算払による負担金の交付事務の適正化を徹底されたい。

(表1) 東京都会計事務規則第83条第2項、第4項及び第5項

第83条

第2項 局長又は所長は、概算払を受けた者に、その用件終了後(分割して概算払をした場合にあつてはその都度)速やかに当該概算払の精算をさせ、納付書により、精算残金を返納させるとともに、計算の基礎を明らかにした精算書を提出させ、当該精算書を収支命令者を經由のト、会計管理者又は特別出納員に送付しなければならぬ。(以下、略)

第4項 局長又は所長は、第2項の規定による精算手続を完了しなければ、同一の用件について、重ねて概算払をすることができない。ただし、次項の規定により精算を省略する場合にあっては、この限りでない。

第5項 局長又は所長は、第2項の規定にかかわらず、分割して概算払をする場合において、会計管理者が別に定めるものについては、その都度の精算を省略させることができる。この場合において、概算払を受けた者が現に有する残金は、返納させることなく、次回に繰り越させることができる。

(表2) 会計管理者が定める精算を省略できる要件

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費

規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすものうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

- (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであつて、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。
- (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。
- (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(表3) 財付との共催事業の概要

項番	事業名	協定期間	事業概要
1	Tokyo Tokyo FESTIVALに係るプロモーション・プログラムインジニア事業	令和2.4.1～ 令和3.3.31	1 基礎的な広報の実施 2 戦略的効果的な広報の企画・実施 3 ラジオ情報番組の制作・放送
2	芸術文化活動支援事業「プロジェクトにエールを！東京プロジェクト（個人型）」	令和2.4.22～ 令和3.3.31	アーティスト等個人が制作した動画作品をウェブ上で配信する活動への支援（1人10万円支払）
3	芸術文化活動支援事業「プロジェクトにエールを！東京プロジェクト（スチーマシ型）」	令和2.6.10～ 令和3.3.31	団体が劇場・ホールなどにおいて無観客等で開催し、無料配信する公演に対する支援（1団体200万円支払）

(表4) TTFに係るプロモーション・プログラム事業の令和2年度における経費の概要

負担金限度額	内訳			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
当初	289,561	7,183	270,963	4,232
協定一部変更(注)	89,000	7,183	70,402	4,232
交付決定日	令和2.6.19	令和2.7.16	令和2.12.2	—

(注) 東京2020大会が1年延期されたことに伴い、令和2年8月31日付けで負担金限度額及び令和2年度第3四半期の負担金額の変更を実施

(表5) 「プロジェクトにエールを！東京プロジェクト」における概算払の状況

項番	協定の種類	負担金限度額	交付額	交付決定日
1	個人型	532,100	532,100	令和2.6.9
		… (A)	= (A)	
		変更協定書 (令和2.6.10付け)	2,391,650	1,859,550
2	スチーマシ型	2,550,100	158,450	令和2.12.10
		… (B)	= (B) - (A)	
		変更協定書 (令和2.6.19付け)	2,550,100	158,450
		… (C)	= (C) - (B)	
		980,605	980,605	令和2.8.31

(表6) 「プロジェクトにエールを！東京プロジェクト」における経費の内訳

項番	協定の種類(注)	単価	規模	金額	
1	個人型	事業費(出演料)	100	4,000人	532,100
		事務局業務	2,900	10か月	400,000
		広報PR活動費	2,000	10か月	29,000
		申込フォーム設置・監理	1,100	10か月	20,000
		ウェブページ制作	3,000	1式	11,000
		一般管理費			3,000
		変更協定書(個人型、令和2.6.10付け)			69,100
		事業費(出演料)	100	20,000人	2,391,650
		事務局業務	2,900	10か月	2,000,000
		事務局スタッフ費 増員	600	4人×3か月	29,000
		スタッフ事前研修費	200	1式	7,200
		広報PR活動費	2,000	10か月	200
		広報PR活動費(再募集に伴う追加分)	1,200	8か月	20,000
		申込フォーム設置・監理	1,100	10か月	9,600
ウェブページ制作	3,000	1式	11,000		
一般管理費			3,000		
変更協定書(個人型、令和2.6.19付け)			311,650		
事業費(出演料)	100	20,000人	2,550,100		
事務局業務	5,900	10か月	2,000,000		
事務局スタッフ費 増員	600	36人×5か月	59,000		
スタッフ事前研修費	850	1式	108,000		
コールセンター設置	27,000	1式	850		
広報PR活動費	2,000	10か月	27,000		
広報PR活動費(再募集に伴う追加分)	1,200	8か月	20,000		
申込フォーム設置・監理	1,100	10か月	9,600		
ウェブページ制作	3,000	1式	11,000		
一般管理費			3,000		
変更協定書(個人型、令和2.6.19付け)			311,650		
2	スチーマシ型	事業費(出演料)	2,000	300公演	980,605
		事務局設置	250	8か月	600,000
		事務局管理スタッフ費	600	4人×8か月	2,000
		受付対応マニュアル作成	300	1式	19,200
		スタッフ事前研修費	200	1式	300
		報告書作成	500	1式	200
		ウェブページ・申込フォーム制作	31,500	1式	500
		広報PR活動費	1,000	4か月	31,500
		動画撮影等制作経費(人件費・撮影機材等経費除く)	650	300件	4,000
		一般管理費			195,000
変更協定書(個人型、令和2.6.19付け)			127,905		

(注) 表5の項番と同じ協定である。

オリンピック・パラリンピック準備局

1 指図書事項

(重点監査事項) (歳出)

1 指図書事項

(1) 概算払を適正に行うべきもの
概算払については、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。)第83条第5項及び「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について」(平成11年4月11日付10出総第2050号)により、表1の要件を全て満たす場合には、その年度の精算を省略させることができるとされている。

ところで、スポーツ推進部は、東京の現役トップアスリートが安定した雇用に基づき競技活動に打ち込めるようサポートしていくことを目的として、表2のとおり委託契約を締結し、アスリートや指導者等に対して就職への意識の醸成及びスキルアップを図るとともに、企業に対してアスリート雇用を促進する取組を実施している。また、本件委託契約に係る経費については、表3のとおり、各期に分けて概算払により支出し、年度末に一括して精算を行っている。

そこで、令和2年度における本概算払の状況について見たところ、表4のとおり、第3四半期分は期の終盤に年間計画額と同額が交付されていた。また、第4四半期分については、年間計画額を上回る繰越額がありながら年間計画額と同額が交付され、その結果、年度末には第4四半期分の交付金額以上の返還が生じていた。

会計管理者が定める精算を省略できる要件には、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握した上で、交付金額は適正な金額を算定し、必要最小限度とすることである。このことから、部が受託者に押し交付した第3及び第4四半期分の資金の額は、この要件を満たしているものとは認められず適正でない。これは、部が、第3四半期分及び第4四半期分の受託者からの請求に際して行った、各期における事業実施計画の精査及び所要額の算定が十分でなく、年間計画どおりの金額を交付していることによるものである。

部は、概算払を適正に行われない。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(表1) 会計管理者が定める精算を省略できる要件

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費

規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすものうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

- (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めためたものであって、その年度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。

(歳出)

(2) 東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行うべきもの

文化振興部は、東京2020大会に向け、芸術文化都市東京の魅力伝える取組の実績や成果まとめ、大会終了後、国内外にその周知を図ることを目的に「Tokyo Tokyo FESTIVAL 記録集(仮称)」の原簿制作等を表7のとおり委託している。

本契約の内容やその実施状況について確認したところ、東京2020大会の延期に伴い、本委託で撮影予定としていた「TFスズメヤル13(注1)等」等は、令和3年度へ延期又は中止となるなど、受託者が本契約の一部について契約期間中に履行できないことが、遅くとも令和2年10月には確定していたと認められるにもかかわらず、監査日(令和3年1月27日)現在、契約変更の手続が完了していなかった。

このことについて、部は、令和2年5月5日付2政計第83号、2総人調第10号及び2財主出第33号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について(依命通達)」(注2)を受け、TFには係る撮影対象事業の実施・延期等を決定できない状況にあることから、契約内容をいったん凍結すべく、令和2年5月21日付けで本委託業務の一部中止について協議書を取り交わし、その後も受託者と履行業務内容について協議を重ねつつも定まらず、契約変更手続に時間を要していたためとしている。

しかしながら、本契約の成果物の一部の納期が令和2年11月30日となっていることから、本契約の変更手続はそれまでに行う必要がある。

部は、本契約の委託業務について令和3年度まで延長して実施することを検討するため、令和2年10月に受託者から年度別の概算見積書を受領するとともに、令和2年10月26日付けで「TFスズメヤル13の延期について報道発表」しており、令和2年11月30日までに契約変更の手続が可能であると認められるにもかかわらず、契約変更手続を期限までに完了していないことは適切でない。

部は、東京2020大会の延期に伴う契約変更手続を速やかに行われない。

(生活文化局)

(注1) TTFの中核事業として、東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が国内外から斬新で独創的な企画等を幅広く募り、13の企画を選定し、実施するもの
(注2) 新型コロナウイルス感染症の脅威が続く現状に鑑み、人と人との接触による感染リスクが高いと考えられる事業や都民の生命・財産への直接の関連性が低く、直ちに取組む優先度が低いと考えられる事業等については、原則休止、縮小又は延期することを求めた通達

(表7) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
「Tokyo Tokyo FESTIVAL 記録集(仮称)」原簿制作委託	令和2.4.1~令和3.3.31	22,939,400	A

(2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。
 (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和2年度「アサリート・キャリアアサート事業」実施委託	令和2.4.1～令和3.3.31	21,870,000	(公財) 東京都スポーツ文化事業団

(表3) 令和2年度における経費の支出計画

年間計画	内訳			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
当初	21,870,000	4,296,000	3,164,000	7,971,000
変更後(注)	21,870,000	6,650,000	8,781,000	6,439,000

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、事業の実施時期を令和2年9月以降に延期したため、令和2年6月30日付けで四半期ごとの支出額の変更及び第1・2四半期分はまとめて概算払することを決定

(表4) 令和2年度における概算払の状況

四半期	年間計画 (変更後)	繰越額(a)	資金交付額(b) (決定日、 支払日)	当期資金 (a)+(b)	執行額 (報告日)	残額
第1	6,650,000	0	6,650,000 (令和2.7.28、 令和2.8.11)	6,650,000	3,947,076 (令和2.10.20)	2,702,924
第2						
第3	8,781,000	2,702,924	8,781,000 (令和2.12.1、 令和2.12.11)	11,483,924	3,580,432 (令和3.1.18)	7,903,492
第4	6,439,000	7,903,492	6,439,000 (令和3.2.9、 令和3.2.22)	14,342,492	7,000,045 (令和3.3.31)	7,342,447
計	21,870,000	-	21,870,000	-	14,527,553	-

1 指図書事項
 (歳出)

(1) 補償代行工事の実施に当たり特定家庭用機器再商品化法及び損失補償基準を遵守すべきもの
 第二市街地整備事務所では、東京都計画道路事業補助線(街路第83号線)の整備に伴い、消防団施設の取壊しが必要となったため、都の事業の施行に伴う損失を権利者に対し補償するための「工事(以下「補償代行工事」という。))として、表1の契約及び表2の覚書を締結している。ところで、この契約を見ると、所は解体する建物に残置された家電製品(エアコン1台、冷蔵庫3台、テレビ1台)を処分するため、令和2年8月24日に契約変更手続を行っている。このことについて、所は、同年6月23日に当該所有者にこれらの家電製品について問い合わせたところ、処分を依頼されたためとしている。

しかしながら、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)第6条(注)によると、特定の家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目)を排出する際には、消費者が特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡す責任があり、リサイクル料金及び収集運搬料金を支払うよう定められている。

所は算書第3条により、物件等の取壊し費用については所の負担で行うとしているためと主張するが、覚書で示されている物件は事務所・倉庫であり、家電製品は法に基づいて処分しなければならず、所が家電製品の処分を行うことは認められない。

また、都は、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」(昭和38年9月30日付38財用評発第5号。以下「損失補償基準」という。)を定め、都の事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失を適正に補償することとしている。

したがって、損失補償基準において、所有者等の財産である動産については、通常妥当と認められる移転方法によって移転するために必要な費用を補償することとしており、所有者が処分することとした動産の処分に必要な費用は対象ではないことから、補償代行工事において所が動産の処分を行うことはできない。

これらのことから、当該家電製品については、その所有者が自らの責任において処分すべきところ、所がこれを行ったことは適正でなく、その費用11万18円(表3参照)を支出すべきではなかった。

所は、補償代行工事の実施に当たり、特定家庭用機器再商品化法及び損失補償基準を遵守されたい。

(都市整備局)

(注) 事業者及び消費者の責務

事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期即使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に及びることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約作名	契約期間	契約金額	契約相手方
十条富士塚再整備に伴う消防団施設解体工事 (二十条-2)	令和2.6.11～令和2.9.9	2,310,000 変更後 2,494,800	A

(表2) 覚書の抜粋

第1条	(目的) この覚書は、丙が行う事業の施工にあたり、末尾記載の建物、工(件)物等 (以下「物件等」という。)の移転について基本的な事項を確認することを目的とする。
第2条	(物件等の権利) (物件等の所有権は甲に帰属する。)
第3条	(物件等の取壊し) 事業の施行に際し、物件等の取壊しは丙の負担で行うものとする。
第4条	(移転補償等) 甲は、名目の如何に関わらず、前条の取壊し及び移転に関して丙に対し補償の請求をしないものとする。
物件の表示	<所在地番>東京都北区中十条二丁目21番地 <構造・種類>木造二階建 事務所・倉庫 <延面積>48㎡
甲	B消防団長
乙	東京消防庁王子消防署長
丙	東京都第 二市街地整備事務所長 (現 東京都第 二市街地整備事務所長)

(表3) 家電製品の処分費用の算出 (監査事務局試算)

項目	数量	単価	処分費
廃棄物処分費 (エアコン、冷蔵庫、テレビ)	5㎡	16,000	80,000
建設業生材の運搬費	5㎡	2,280	11,400
小計(a)			91,400
共通仮設費 (b)			102
現場管理費 (c)			230
一般管理費等 (d)			15,814
工事価格 (e) = (a) + (b) + (c) + (d)			107,546
巻札工事価格 (f) = (e) × 巻札率 (0.93)			100,017
消費税 (g) = (f) × 10%			10,001
合計 (h) = (f) + (g)			110,018

(歳出)

(2) 特殊製品組合せ費の使用に当たり積算基準により積算すべきもの
多摩ニュータウン整備事務所では、坂浜・平尾地区事業用地の草刈り等の維持管理を行うため、表4の契約を単価契約により締結している。

単価契約工とは、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応困難な即時性があがる工事や小規模な工事を対象とし、あらかじめ維持管理等に必要な工種を定め、工種ごとの単価により契約しておき、施工の都度、その出来高により対価を支払っている。

しかし、事業用地の維持管理には特殊な材料が使われることから、全ての単価を定めることができなため、同は、単価を定めない材料を使う場合には、その価格が合理的で適切なものとなるよう「積算基準(注1)」(令和2年10月都庁整備局。以下「積算基準」という。)を適用して積算し、特殊製品組合せ費(注1)の単価を組み合わせて支払うこととしている(「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」(平成20年9月都庁整備局市街地整備部。以下「手引」という。))

ところで、この契約を見ると、頂は受注者に対し、表5のとおり、事業用地内の土砂が道路等に流出することを早急に防止するための上留槽(2カ所)や、安全確保のための事業用地への侵入防止フェンス(1カ所)の設置工事を指示し施工させている。

そして、その工事費の支払に当たっては、表6のとおり、人件費以外の材料費については特殊製品組合せ費の単価を用いており、その算出方法については表7のとおり、積算によらず、受注者が材料を購入した際の領収書等を合算した実費額により算出している。

しかしながら、特殊製品組合せ費を使用する材料費の算出については、手引によれば、積算基準を準用し、①積算基準において標準単価(注2)を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には、公表価格(カタログ価格)又は見積書により単価を設定することとされており、これによらない手続が適正でない。

すなわち、特殊製品組合せ費により工事費を支払う場合においては、積算基準により積算されたい。(都庁整備局)

(注1) 単価契約工事において、工種を決定していない特殊な材料を使用する際に支払に用いるものとして「10万円相当品」「1万円相当品」「1,000円相当品」「100円相当品」のように金額のみを定め、必要額になるよう組み合わせて使用するもの

(注2) 設計に当たって算出する工種について定期的に市場価格の調査を行い定めたもの

(表4) 契約の概要

契約作名	契約期間	契約金額	契約相手方
坂浜・平尾地区事業用地管理委託その1 (単価契約)	令和2.4.1～令和3.3.31	2,998,600	C

(表5) 指示工事の概要

工事内容	工期	施工金額
東京都稲城市坂浜・平尾地区内の雨水流出対策及び段入防止対策	令和2.4.20～令和2.5.15	1,329,400

(表6) 工事費概算

(単位：円)

工種内容	単位	数量	単価	金額
普通作業員	時間	248	3,000	744,000
世話役	時間	48	4,000	192,000
特殊製品組合せ費	個	3	100,000	300,000
特殊製品組合せ費	個	9	10,000	90,000
特殊製品組合せ費	個	3	1,000	3,000
特殊製品組合せ費	個	4	100	400
合計				1,329,400

(表7) 特殊製品組合せ費の内訳

(単位：円)

品名	単位	数量	単価	価格
メッキ釘金(25kg)	巻	1	6,300	6,300
防草シート 2×30m	本	1	39,000	39,000
杉板 3650×30×300	枚	11	2,300	25,300
H管パイプ (H=6m、H=2m)、自在クランプ	式	1	19,690	19,690
単管パイプ (H=1m)	本	32	548	17,536
重機クレーン13tレンタル料211分	式	1	100,000	100,000
軽ダンプ、バックホー2tレンタル料	式	1	93,000	93,000
バックホー2t 回送費	回	2	35,000	70,000
脚立等備品代	式	1	11,080	11,080
フェンス W=900×1800	枚	1	6,980	6,980
H管パイプ (H=1.8m、H=5m)、パイプジョイント	式	1	4,525	4,525
合計				393,411

住宅政策本部

1 指図書事項

(歳出)

(1) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの
住宅企画部では、表1のとおり、分譲マンションの管理及び再生に係る総合的な業務に関する委託契約を締結している。

ところで、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第45条の規定により労働者供給事業(注)を行う労働組合等を除く者と締結する業務委託契約において、所要人員を指定することは、法第44条に定める労働者供給事業の禁止規定に抵触することから、「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経雇第1201号)では、契約書に添付する内訳書等には、人数、一人当たり単価等を表示しないこととされている。

しかしながら、前記は、表1の契約の仕様書において、窓口に配置する相談員の人数を表示しており、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(住宅政策本部)

(注) 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものをいう(法第4条第7項)。

(表1) 委託契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和2年度分譲マンション総合窓口業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	63,690,000	A

(歳出)

(2) 計画通知図面と発注図面との照合を徹底し都営住宅の施工管理を適切に実施すべきもの
東部住宅建設事務所は、都営庶務・丁目アパート整備工事(以下「当初工事」という。)を令和2年5月に完了し、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、区(注)の建築主事による完了検査を受けた。

その際、階段出口に接続する団地内通路の幅員が4m未満であり、東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)の規定を満たしていないとの指摘を、建築主事から受けた。

しかしながら、出口付近の団地内通路の幅員が規定を満たしていないことは、当初工事の着工前に既に建築主事から指摘されており、その指摘どおりに計画通知(注)の図面は修正されたも

の、当初工事の発注図書は修正されなかった。このため、当初工事では団地内通路の幅員が4
m未満のままとなっていた。

その結果、団地内通路の幅員を4m以上確保することなどを内容として、表2の整備追
加工事が改めて必要となり、この費用62万4,800円のうち、団地内通路の拡幅に要した
29万1,500円が不経済支出となっている。

所は、修正後の計画通知の図面と施工に要する発注図書との照合を徹底し、都営住宅の施工管
理を適切に実施されたい。

(住宅政策本部)

(注) 建築物の建築主が国、都道府県又は建築工事を置く市町村である場合に、当該国の機関等が当
該工事の着手前その計画を建築主事へ通知することをいう(建築基準法第18条第2項)。

(表2) 整備追加工事契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
都営住宅28M-102・103東及び28M-102東(足立区鹿浜二丁目)	令和2.10.22～令和2.11.6	624,800
整備追加工事(その2)		

環 境 局

1 指節事項

(歳出)

(1) 傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託について業務量を適切に反映した単価設定となるよう見直す
べきもの

自然環境部は、傷病野生鳥獣(以下「個体」という。)を收容し、一時保護飼養することにより、
個体の野生復帰の促進を図るため、表1のとおり、業務委託契約を締結している。

この委託契約では、部が保護を指示した個体数に対し、猛禽類、その他の鳥獣の区分に応じた
単価を乗じた金額を支払うこととしており、半年ごとに、受託者から徴収した一時保護飼養実績
一覧表(以下「実績一覧表」という。)と部が交付した一時保護飼養指示書の内容を照合した上
で、実績に応じた金額を支払っている。

ところで、この実績一覧表の内容を見たところ、表2のとおり、個体によって、保護期間が1
日から半年に至るものまでが存在しており、保護期間に関係なく、一時保護した個体数に単価を
乗じて金額を支払っていた。

保護期間中の餌や栄養剤等のリハビリに要する経費は保護期間の長短により増減する経費であ
り、本件委託のように、保護期間の長短にかかわらず同一の単価設定で金額を支払っていること
は、委託業務の業務量を適切に反映したものとはいえない。

部は、傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託について、業務量を適切に反映した単価設定となるよ
う見直されたい。

(環境局)

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
令和2年度傷病野生鳥獣の一時保護飼養委託 (単価契約)	令和2.4.1～令和3.3.31	1,138,500	A

(表2) 一時保護飼養の事例

種別	委託開始日	委託終了日	延べ日数	備考	適用された単価
キジバト	令和2.4.1	令和2.9.30	183日		4,500円
キジバト	令和2.7.15	令和2.9.3	51日		4,500円
キジバト	令和2.9.30	令和2.9.30	1日		4,500円
チョウゲンボウ	令和2.6.8	令和2.6.9	2日	猛禽類	9,000円
チョウゲンボウ	令和2.6.29	令和2.9.30	94日	猛禽類	9,000円
オオコノハズク	令和2.4.1	令和2.9.30	183日	猛禽類	9,000円
アオバズク	令和2.6.8	令和2.6.9	2日	猛禽類	9,000円

(歳出)

(2) 基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。)、東京都公共工事の前払金取扱要綱(昭和47年2月28日付47野総経第102号。以下「要綱」という。)

及び「公共工事の前払金制度の実施について」(昭和47年4月1日付47野総経第240号。以下「通知」という。)

により、前払金は、支出できる経費が限定されている。公共工事の前払金については、規則第84条第12号により支出することができるとされており、具体的な取扱いは要綱及び通知によることとされている。

要綱及び通知によれば、前払金の対象となる公共工事の範囲は、土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらに関する設計及び監理業務等、工事に直接関係するものとされている。また、設計の併段階における基本計画作成等の企画に関する業務委託については「適正な営業種目での発注について」(平成28年9月30日付財務局契約調整担当課長事務連絡)により、設計業務ではなく調査関連業務として発注すべきであるとの注意喚起がなされている。

多摩環境事務所は、五十人平野(注)地区の野営場新設に係る基本計画の作成に伴い、周辺の自然環境に即した野営場の整備に向け、基礎となるデータをとりまとめるため、表3のとおり、委託契約を締結している。

そこで、契約別係書類を見たところ、所は概算工事費等の提出も受託者に求めていることから、本契約を設計業務委託として発注し、契約締結しており、設計業務委託契約第34条に基づく前払金として50万円を支出していた。

しかしながら、本契約は、五十人平野野営場の在り方を検討する等、計画作成業務が主体となっている業務委託契約であるから、調査関連業務として発注し、契約締結すべきである。

所が発注種目を誤った結果、規則第84条第12号に基づいて前払金を支出したことは適正でない。

所は、基本計画作成業務委託に係る契約手続及び支出手続を適正に行われない。

(環境局)

(注) 秩父多摩甲斐国立公園内にある東京都最高峰の雲取山(標高2,017m)の登山道途中にある小規模な平地

(表3) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
五十人平野野営場基本計画	令和2.10.16～令和3.3.12	1,969,000	B

(単位：円)

(歳出)

(3) 単価契約に係る事務手続について

多摩環境事務所は、自然公園区域における山岳地の歩道等の要補修箇所を確認し、具体的な補修方法の検討、施工計画の立案等を行い、その委託結果を基に歩道等の補修を行うため、表4の委託契約及び工事契約を締結している。

そこで、当該単価契約に係る手続について見たところ、次の事例が認められた。

(表4) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	発注限度額	契約相手方
1	秩父多摩甲斐国立公園(砂歩道)補修委託(単価契約)	令和2.4.1～令和3.3.31	5,500,000	C
2	秩父多摩甲斐国立公園(砂歩道)補修工事(単価契約)	令和2.4.1～令和3.3.31	4,950,000	C

(単位：円)

(ア) 補修委託に係る履行確認を適切に行うべきもの

所は、表4項番1の委託契約に際し、表5のとおり、受託者に要補修箇所を調査する工種の一つである「作業事前調査」を指示している。特記仕様書によれば、本件委託契約で指示した「作業事前調査」の内容は、現場調査、具体的な補修方法の検討及び施工方法を立案する調査報告書の作成であり、作業完了ごとに完了届、調査報告書及び作業記録写真を提出することとしている。

ところで、受託者が提出した書類を見たところ、表5の指示については、完了届と調査報告書は提出されているものの、調査報告書には施設の実況を撮影した写真が掲載されているだけで要補修箇所が特定できないほか、具体的な補修方法の検討、必要な材料の把握及び施工方法の立案の状況が記載されていない状況が認められた。

所がこれらの状況を看過し検査完了としていること、及び本委託契約の結果が、表4項番2の工事契約にどのように活用されたのか書面上検証できない状況となっていることは適切でない。

所は、補修委託に係る履行確認を適切に行われない。

(環境局)

(表5) 表4項番1の契約に係る指示の概要

項番	指示番号	指示内容	指示金額
1	5	作業事前調査(富士峰園地のシカ棚)	43,900
2	12	作業事前調査(権原村教馬九頭竜神社裏所)	43,900

(単位：円)

(イ) 補修工に係る材料経費を適切に負担するよう改めるべきもの

所は、表4項番2の工事契約に際し、受注者から施工内容確認申請書（以下「申請書」という。）の提出を受け、必要となる作業の工価（標準的な作業、困難な作業等）及び工事に要する木材、セメント等の材料の種類や数量の計上を承認した上で、工事を指示書により指示し、工事完了後に受注者から完了届及び作業記録写真報告書の提出を受けることとしている。ところで、申請書、指示書及び作業記録写真報告書を見たところ、表6の各々の指示については、工種の一つである「その他作業A（標準的な作業）」のみを指示しているが、写真には受注者が材料を使用して補修工事を実施している状況が認められ、申請書及び指示書には材料に係る工種の計上がなされていない状況が認められた。

そこで、申請書及び指示書に係る材料の未計上の理由及び負担者について所を確認したところ、申請の段階で受注者からの材料に係る工種の計上がなかったため、所の指示においても未計上とし、その材料は受注者が所有するものを使用したとのことであった。

しかしながら、工事に必要な材料経費は所が支払うべきであるにもかかわらず、受注者に負担させていることは適切でない。

これは、前述の（ア）のとおり、所が表4項番1の委託契約での成果品である調査報告書の内容が仕様内容を満たしていないにもかかわらず検査合格としたことが一因であり、内容の確認が不十分であったため工事に使用する材料を把握できずそのまま計上してしまつたものである。

さらに、平成30年度及び令和元年度と同契約についても見たところ、同様の事例があり、単価契約に係る事務手続が不十分である。

所は、補修工に係る材料経費を適切に負担するよう改められたい。

(環境局)

(表6) 表4項番2の契約に係る指示の概要

項番	指示番号	指示内容		工種名	数量	単価	指示金額
		写真から把握した使用した材料 (監査事務局見解)					
1	2	富士峰園地シカ柵補修 シカ柵 ネット (0.7m × 1.5m)、支柱 (2.7m 1本)、木材 (0.15m × 0.15m × 1.5m 1本、0.15m × 0.15m × 2.0m 1本)		その他作業A	7H	37,600	263,200
2	4	檜原村教馬丸頭電神柱(便所) 屋根補強工 ネット (12m × 2m)、合板 (1.82m × 0.87m)、野地板部分補強材 (8本)		その他作業A	4日	37,600	150,400

(単位：円)

イ 浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行うべきもの

所は、浄化槽処理水等の水質検査に係る業務について、表7のとおり委託契約を締結している。ところで、本委託契約に係る指示書を見たところ、主管課長の決裁を怪しいまま受託者へ指示していることが認められた。

本委託契約は単価契約であり、契約時には検査項目の予定数量と単価のみが定められている。そして、各指示によって初めて検査項目の数量が確定し、業務の履行の結果、数量に単価を乗じて支出金額が決定するものである。よって一つの指示は、一件ごとの契約に相当するものであることから本件に係る指揮命令権を有する主管課長の決裁が必要であるが、所は、これを行っていないのは適切でない。

また、過去と同契約を見たところ、同様の事例があり（指示件数：平成30年度30件、令和元年度29件）、単価契約に係る事務手続が不十分である。

所は、浄化槽処理水等の水質検査に係る委託契約手続を適切に行われたい。

(環境局)

(表7) 契約の概要

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
令和2年度浄化槽処理水等の水質検査委託 (単価契約)	令和2.4.1～令和3.3.31	504,900	D

(単位：円)